

発電設備等の設置に制約が生じる範囲(案)

- ・ 水深 20m 以浅の範囲 (緑色部)
： 洋上風力発電設備等 (海底ケーブル及びその付属設備を除く。ブレード回転エリアを含む) を設置しないことを基本とする海域
- ・ 区画漁業権区域及び定置漁業権区域 (橙色部)
： 関係漁業者に丁寧な説明・協議を行う海域
- ・ 道立自然公園 (狩場茂津多、檜山) 区域 (青色部)
： 北海道の道立自然公園の所管部局と調整を行う海域
- ・ 各港湾の航路 (赤色部)
： 洋上風力発電設備等 (海底ケーブル、ブレード回転エリアを除く。) を設置しない海域
- ・ 既設の海底ケーブル、海底取水管 (青線部)
： 各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行う

